



高年齢労働者の労働災害防止対策について（その2）

第169回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高年齢労働者をめぐる現状について

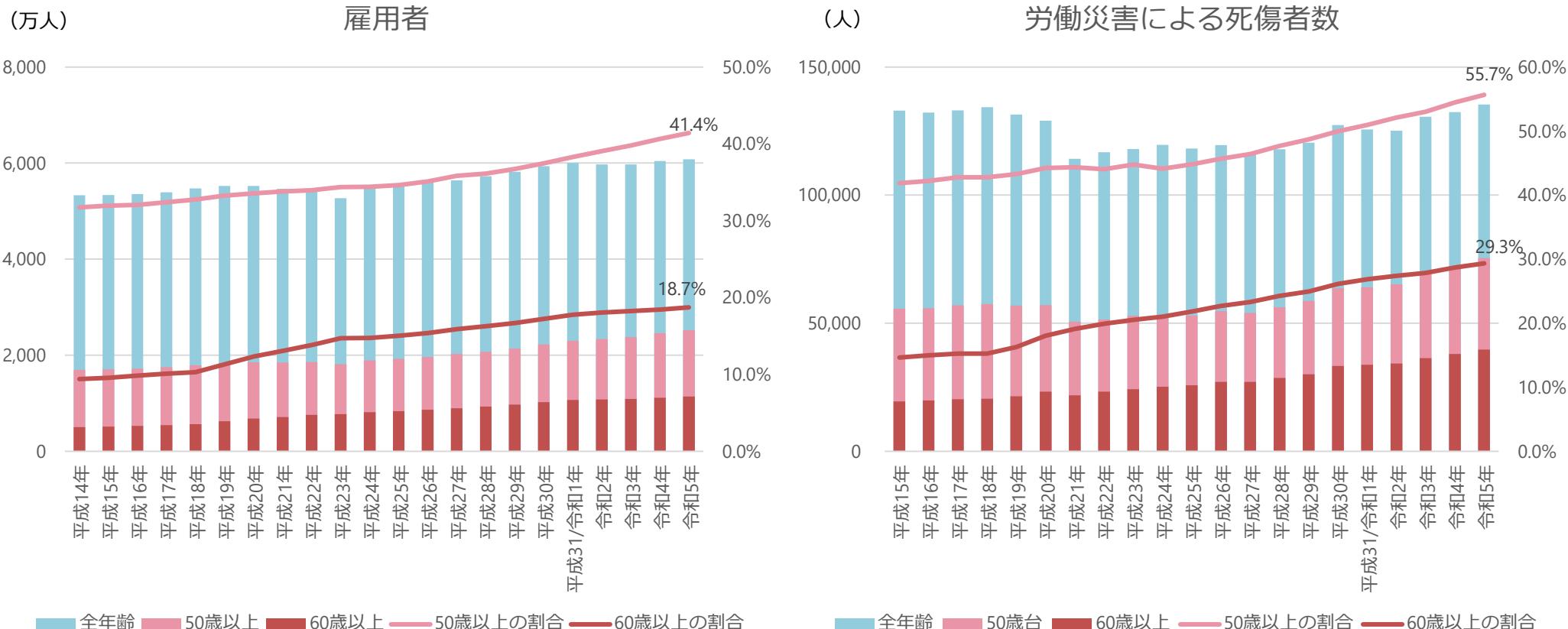
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年齢別の労働者の割合及び労働災害の状況

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、雇用者全体に占める50歳以上の労働者の割合は41.4%、60歳以上の労働者の割合は18.7%(令和5年)となっている。また、死傷者数（休業4日以上）に占める50歳以上の労働者の割合は55.7%（同）、60歳以上の高齢者の割合は29.3%（同）となっている。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症への罹り患によるものを除く

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創つていく重要性がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める 65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は 2040 年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は 2040 年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は 20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創つていく重要性がますます高まっている。（略）

（3）加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがある。（略）外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築が求められる。（略）

第2 分野別的基本的施策

1 就業・所得

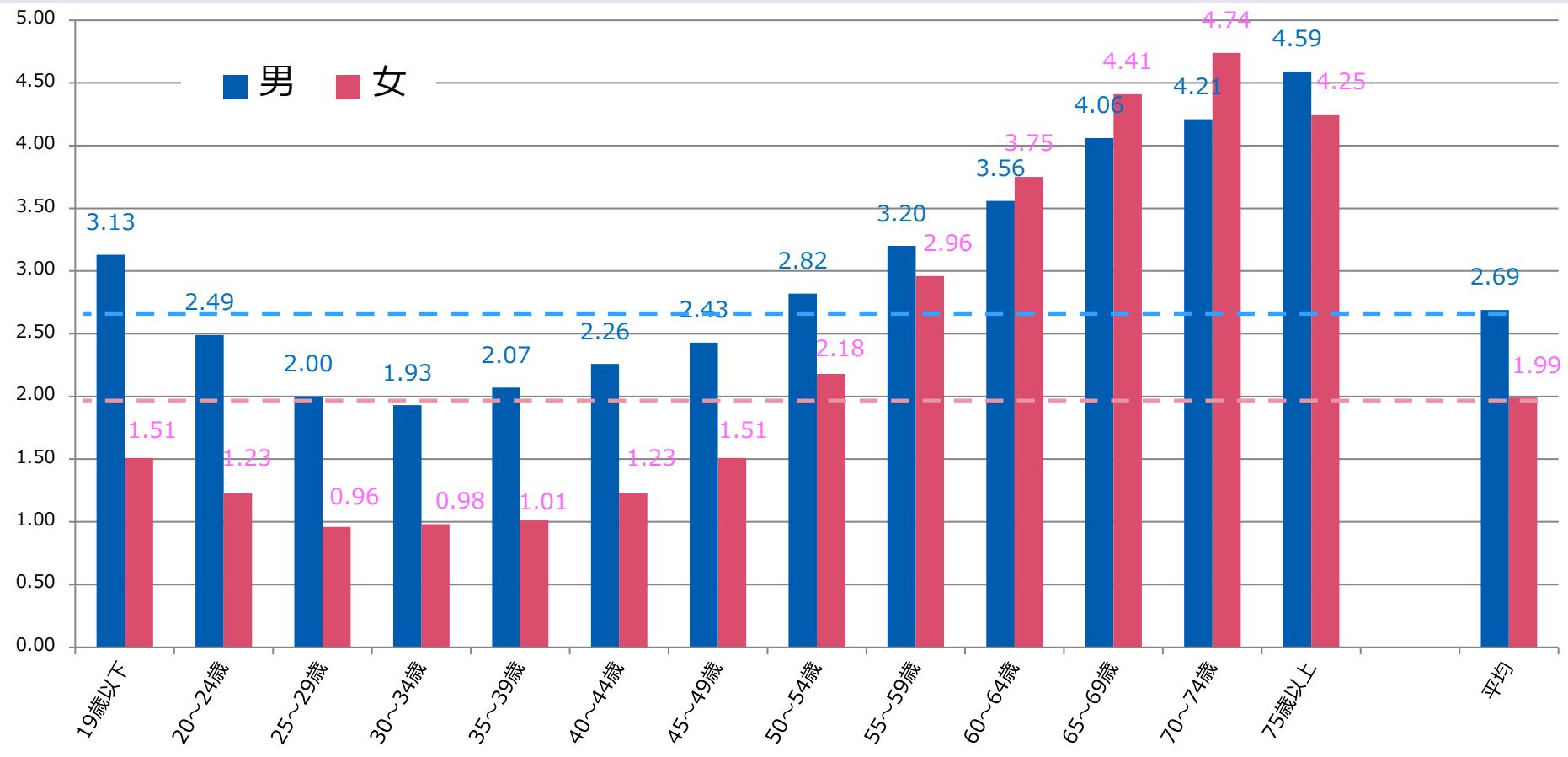
（1）年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

② 企業等における高齢期の就業の促進 （略）

高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

他方で、高年齢労働者の労働災害の増加に歯止めがかかっていない。特に、高年齢労働者の労働災害発生率が高い。死傷千人率を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50歳を超えてくると全年齢平均の千人率を上回り、年齢が高くなることに応じ、千人率が大きく上昇していく傾向にある。



※千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

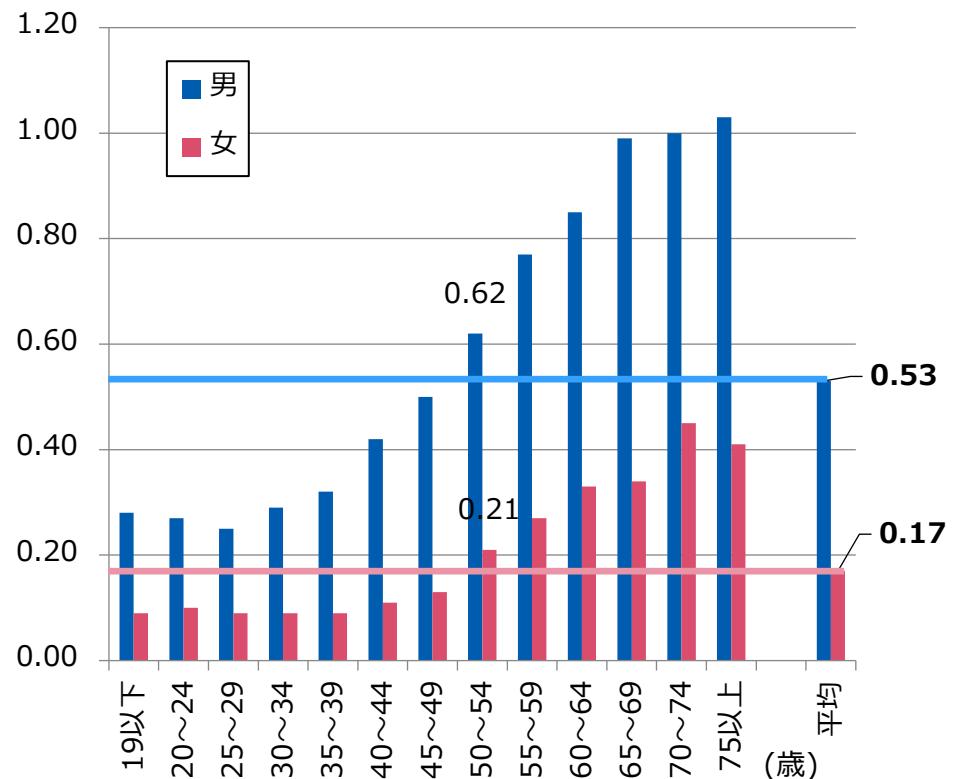
※新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

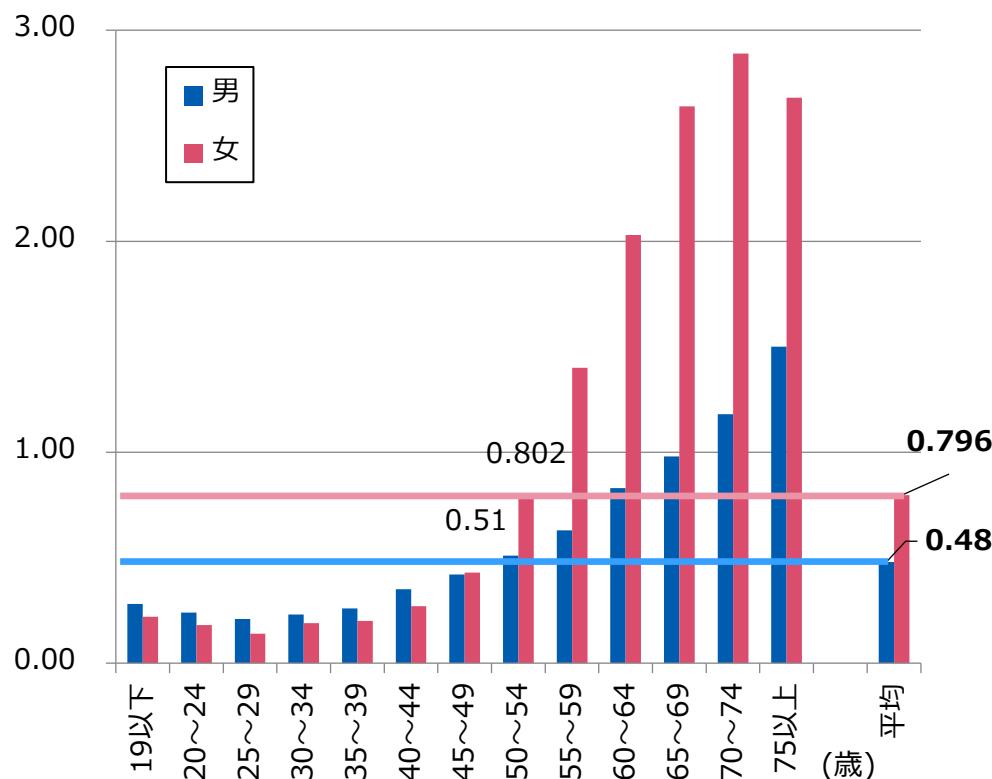
性別・年齢層別労働災害発生率（事故の型別、令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

高年齢層の千人率の大幅な上昇には、墜落・転落、転倒の千人率の上昇が大きく寄与している。

墜落・転落



転倒



データ出所：千人率 = 労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

:死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※ 新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く

:労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

年齢別の身体機能の状況

年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに評価値が低い者の割合が増加し、60歳以上になるとそれが顕著となる。ただし、これらは平均であって、個人によりばらつきが大きいことに留意する必要がある。

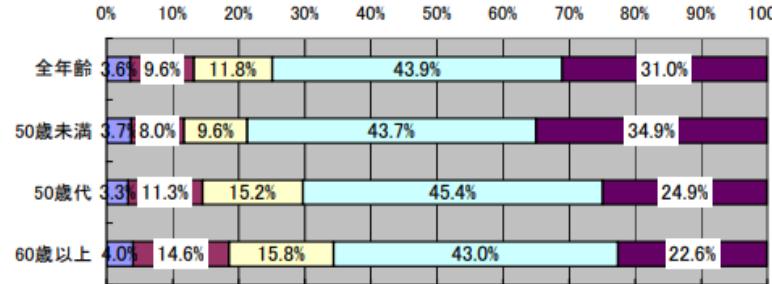
➤ 2ステップテスト

バランスを崩さずに進める最大の2歩幅の測定（歩行能力・下肢筋力）

図44

2ステップテスト評価値(年齢別)

■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5



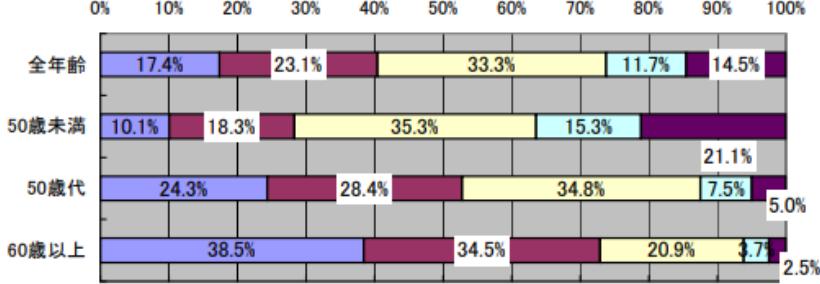
➤ 閉眼片足立ち

目を閉じた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）

図47

閉眼片足立ち評価値(年齢別)

■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5



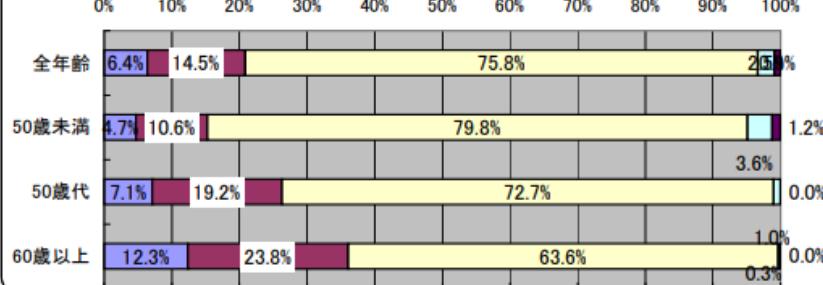
➤ 座位ステッピングテスト

一定時間内に座位で足を動かせる回数の測定（下肢の敏捷性）

図45

座位ステッピングテスト評価値(年齢別)

■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5



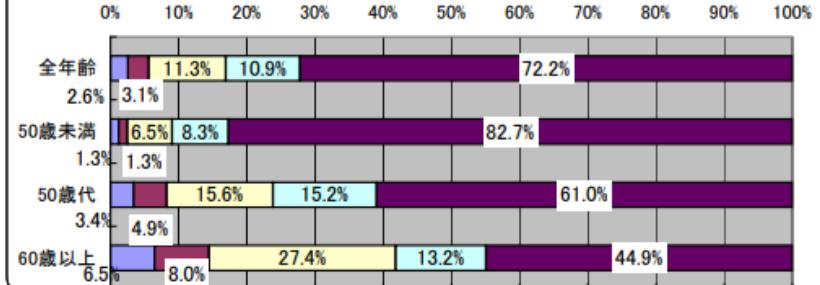
➤ 開眼片足立ち

目を開けた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）

図48

開眼片足立ち評価値(年齢別)

■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5



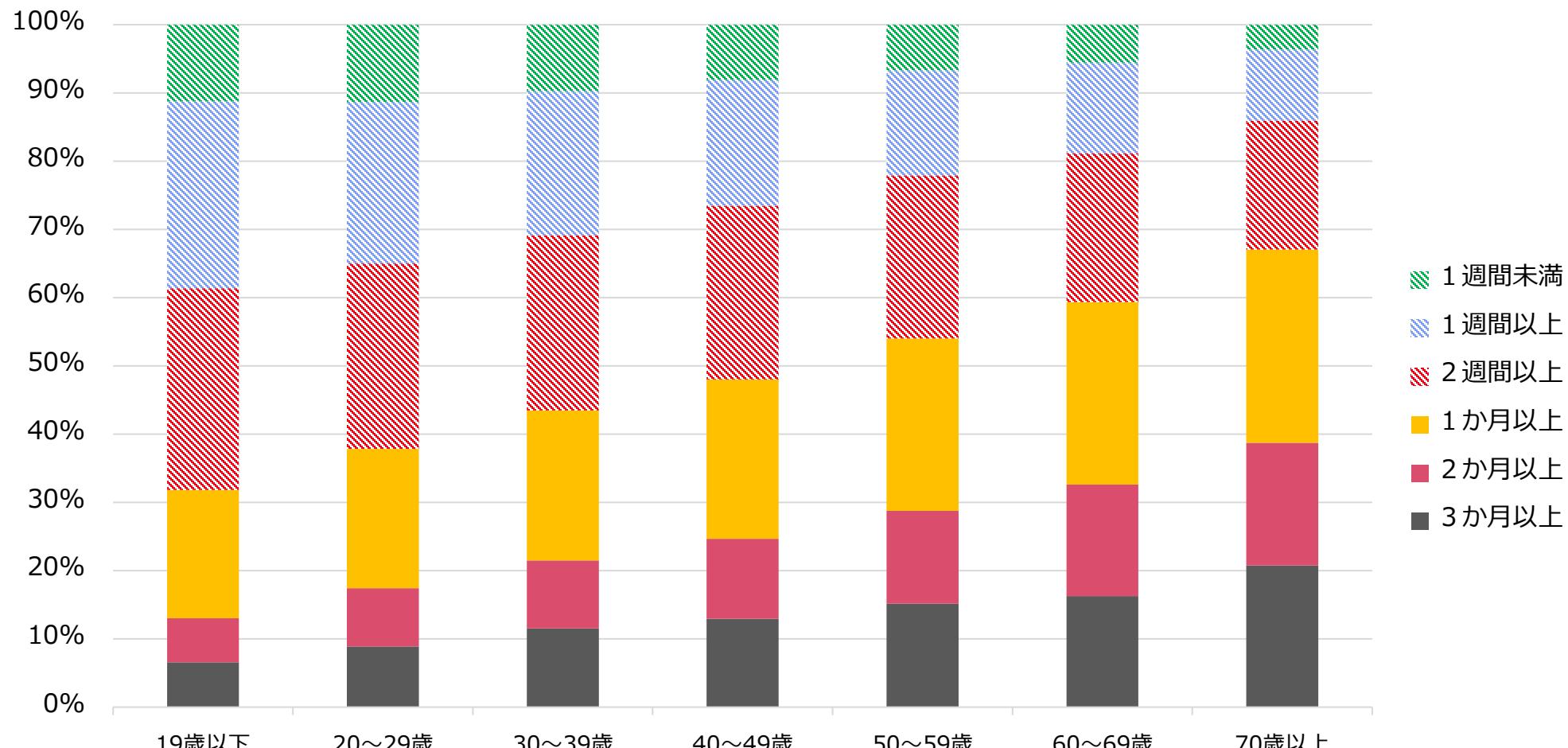
※ 評価1～2がハイリスク、3～5がローリスク（5が最もリスクが少ない）を示す。

出典：中央労働災害防止協会「高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書」（平成22年）

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間（重篤化）する傾向がある。

加齢による身体機能の低下や身体の頑健さの低下が原因と推定される。



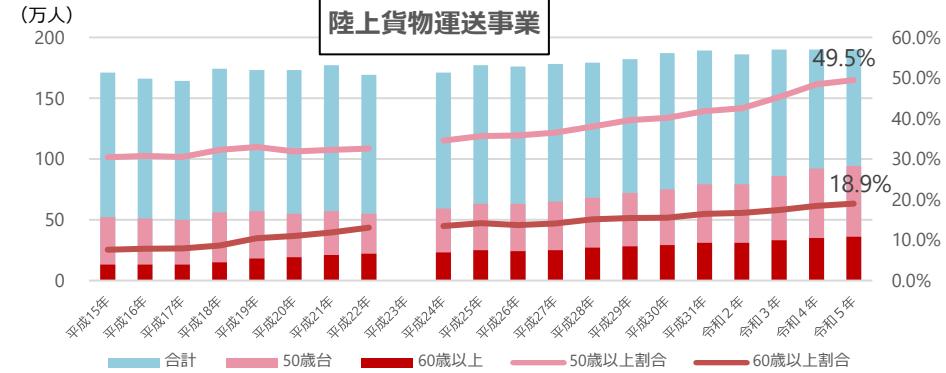
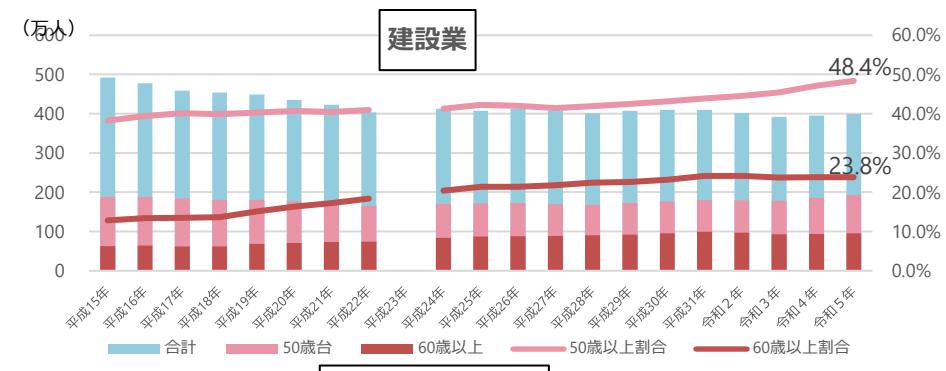
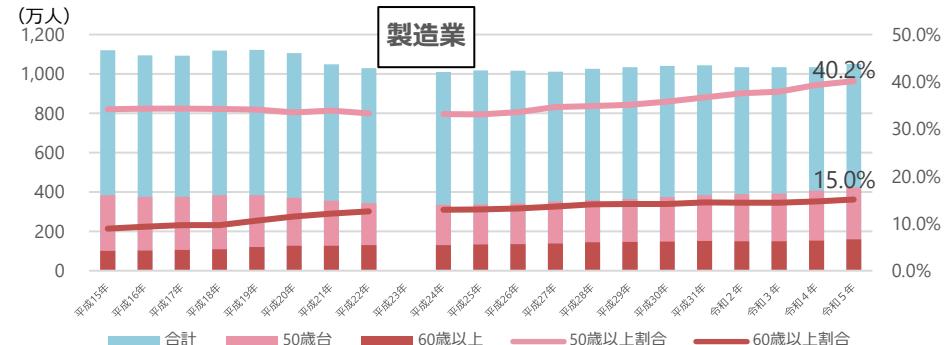
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く

※死亡災害は、休業3カ月以上に算入

産業別、年齢別の労働者割合の年別推移

高年齢労働者は、全ての業種において、人数、割合ともに経年で増加している。このことは、従来、若年労働者が行っていた、一定の身体機能を有することを前提とする業務に高年齢労働者が就く場合が増加していることを示す。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

*平成23年は東日本大震災の影響により調査結果の公表なし

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、転倒
↓
右手をつき、骨折 (休業見込期間は6か月)

《労働災害の発生要因》清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒
↓
右ひざを床に強打し、骨折 (休業見込期間は2か月)

《労働災害の発生要因》 身体機能の低下。



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

<ケース③> 不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、転落
↓
右足を床面に強打し、捻挫 (休業見込期間は1か月)

《労働災害の発生要因》



被災者情報	
性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

高年齢労働者の労働災害防止対策の現状

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

エイジフレンドリーガイドラインの普及状況

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組が進んでいない。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず、その結果、そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	'エイジフレンドリーガイドライン'を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2 %	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

【参考】エイジフレンドリーガイドラインの概要

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聞く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確實に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

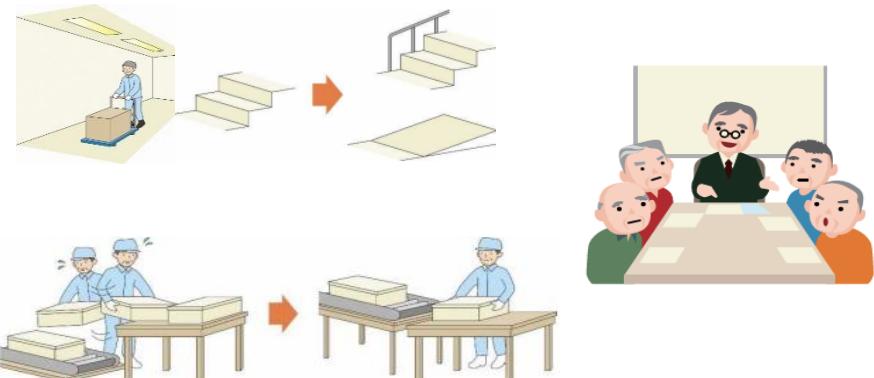
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望されます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



労働安全衛生法の高年齢労働者関係の規定

労働安全衛生法においては、中高年齢者等の労働災害を防止するため、**労働安全衛生法第62条**において、心身の条件に応じた適正な配置を行うことを事業者による努力義務として定めているが、それ以外の措置については触れていない

◎労働安全衛生法（抄）
(中高年齢者等についての配慮)

第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。

高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

論点 高年齢労働者の労働災害防止対策の考え方

- **高年齢労働者の就業者数及びその割合の増加**により、高年齢労働者の**労働災害が増加**している。
- 労働安全衛生法第62条では、措置として「中高年齢者」に対する「適切な配置」のみが求められているが、高年齢労働者については、職場環境・作業の改善の取組等を促していくため、措置内容の範囲を広げることが適當ではないか。
- このため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において求められているような対応を**企業の努力義務とした**上で、現在のガイドラインについて**法律上の根拠を与えること**でその**適切かつ有効な実施を図**ることが適當ではないか。